○　審査項目及び配点

審 査 項 目	審　　査　　内　　容 （ 審 査 の 視 点 ）	配点 （点）
①管理運営の基本方針	（公の施設としての設置目的への理解） ・施設の設置目的を理解し、施設を活かす提案内容であるか。 ・県の管理運営方針と応募者が提案した管理運営方針は一致しているか。	５０
②質の高い維持管理業務の実施	（維持管理業務の具体的な方策） ・適正かつ確実に施設の維持管理を行う内容となっているか。 ・グループ内での役割分担又は再委託先との連携に問題はないか。 ・施設の機能を最大限に発揮させるための提案等がなされているか。	７５
③サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	（サービス向上を図るための具体的な方策） ・情報発信や利用促進に関する効果的な取組が提案されているか。 ・利用者等のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 ・展示室の受付や監視業務に関して具体的な取組が示されているか。	７５
④危機管理に関する取組	（災害等緊急時の対応・事故防止の取組や事故発生時の対応・利用者からの苦情への対応） ・災害等緊急時における対応の方策が確保されているか。また、教育及び訓練の方策が充実しているか。 ・事故防止の取組がされるとともに、事故発生時の対応方策が確保されているか。 ・施設の安全点検計画が策定されているか。 ・緊急連絡網が整備されているか。 ・利用者等からのクレーム対応は適切か。苦情処理に関する職員への指導、研修が予定されているか。 ・県への迅速な報告体制がとられているか。	５０
	（個人情報の保護・秘密漏洩防止・情報管理の対応） ・個人情報保護対策は万全か。 ・情報漏洩防止措置など情報管理体制は万全か。	
⑤経費縮減の取組	（指定管理料要望額） ・指定管理料上限額に対し、申請書の指定管理料見込額はどの程度か。	５０
	（支出計画の妥当性、実現の可能性） ・支出計画の積算は妥当か。また、管理運営計画との整合性は図られているか。	
	（経費の節減策） ・効率的に管理運営し、経費の節減等に取り組む内容であるか。	
⑥申請者の管理運営体制	（組織体制） ・施設の機能を十分に発揮した管理運営を行える職員構成や職員配置であるか。 ・施設管理業務に関する知識と経験を有した職員配置計画か。 ・維持管理業務に必要な資格保有者を確保しているか。 ・展示室の監視業務従事者をはじめとした職員の資質及びサービス向上に向けた取組・研修を行っているか。 ・環境に配慮した取組を行っているか。 ・類似施設の管理実績は十分か。	７５
⑦法令等の遵守状況	（労働法令その他の関係法令等の遵守の状況） ・労働法、消防法などの規定を遵守する内容となっているか。	２５
⑧財務状況・業務実績	（経営の安定性） ・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 ・指定期間中に経営破綻する恐れはないか。 ・類似施設の管理実績はあるか。	２５

⑨美術館総務・学芸部門との連携	（美術館との緊密な連携） ・美術館の総務・学芸部門と緊密な連絡調整が行える体制となっているか。 ・企画展への協力等について示されているか。 ・情報を速やかに美術館に伝達する工夫がなされているか。	７５
	（効果的な県外広報） ・効果的な県外広報のための工夫が示されているか。	
		計５００点